

特別支援教育 Q&A

～知的障がい特別支援学級と自閉症・情緒障がい特別支援学級の違い～



Q 知的障がい特別支援学級と自閉症・情緒障がい特別支援学級の違いは何ですか？

A 大きく2つの違いがあります。1つ目は「対象」の違いですはじめに「対象」の違いについて説明しましょう。



＜知的障がい特別支援学級＞

知的発達^①の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な程度のも

＜自閉症・情緒障がい特別支援学級＞

- ① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

※ 平成25年10月4日付け 25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」より



自閉症・情緒障がい特別支援学級で学ぶ子どもは、「知的発達の遅滞がない」（知的障がいのない）ことが前提となるのですね！

A 2つ目は「教育課程」の違いです。次に「教育課程」の違いについて説明しましょう。



原則 小学校又は中学校の教育課程に基づいて編成する

特に必要がある場合には、特別の教育課程により編成することができる

※ 学校教育法施行規則138条

↓ ※ その場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にしながら

＜知的障がい特別支援学級＞

- ① 各教科の内容
下学年の各教科の目標及び内容に替えたり、特別支援学校（知的障がい）の各教科の目標及び内容に替えたりすることができる。
- ② 自立活動の指導
学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」の内容を取り入れることができる。
- ③ 各教科等を合わせた指導
必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて授業を行うことができる。
例：日常生活の指導・生活単元学習
遊びの指導・作業学習（中学校のみ）

＜自閉症・情緒障がい特別支援学級＞

- ① 各教科の内容
当該学年と同様の教育課程を編成する。
※ ただし、心理的な要因によるものは不登校等のために、学習空白が生じていることから、基礎的・基本的な内容を重視して焦点化したり、一部下学年の内容に替えたりして、適切な指導を行うことが重要である。
- ② 自立活動の指導
学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」の内容を取り入れることができる。

学級の実態や児童生徒の障がいの程度を考慮の上、実情にあった教育課程を編成することが大切です！



＜引用・参考文献＞

教育支援資料 平成25年10月 文科省
小学校・中学校学習指導要領解説総則編
特別支援学校学習指導要領

